

障がい者施策の基本的方向性を示すものであり、計画期間は、2018年度～2023年度までの6年間です。次の第5期大阪市障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画で、障がい福祉サービス等について、成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量(数字の目標)等を定めており、計画期間は、2018年度～2020年度までの3年間です。3つ目の第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく計画で、障がい児通所支援等に関する事項が盛り込まれており、計画期間は、同じく3年間となっています。今回は、この中の障がい者支援計画に記載されている大阪市がめざす6つの目標と取り組みの内容について説明して下しました。

### ①共に支えて暮らすための取り組み

地域の人たちに障がいについて正しく知ってもらい、理解が深まるよう啓発を進めます。以前、支部連絡会で開催された「あいサポート研修」もその一環です。そして、学校教育においては、人権教育や福祉教育の充実を図ります。また、障がいのある人が、利用できるサービスの情報等を特性に応じてわかりやすく伝えます。

### ②地域での暮らしを支えるための取り組み

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携して支援する仕組みの構築を図ります。利用したい福祉サービスを自分で決めるサポートやたくさんの相談ができるように、相談支援事業等の充実努めます。障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みや虐待防止、早期発見のための取り組みを行います。また、障がい福祉サービスの充実について国に働きかけ、グループホームの設置促進に努めるとともに、障がいのある人のスポーツや文化活動の振興を図ります。

### ③地域生活への移行の取り組み

施設入所者の意向を聞き、必要に応じた暮らしができるような仕組みを構築していきます。また、施設を離れた暮らしがイメージできるような、外出やグループホーム宿泊等、いろいろな体験ができる取り組みを進めます。入院中の精神障がいのある人の地域移行も推進していきます。

### ④地域で学び、働くための取り組み

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、地域の中で共に育ち合う保育・教育及び障がいのある子どもの放課後等の居場所づくりの取り組みを進めます。そして、障がいのある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両面を支援するため障がい者就業・生活支援

センターが中心となり、関係機関と連携し協力する取り組みを進めます。

### ⑤住みよい環境づくりのための取り組み

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方に沿って、大阪市の建物やたくさんの人が利用する民間の建物をみんなが利用しやすくなるように努めます。障がいのある人が、安心・安全に暮らせるように、支援を要する人の名簿や避難支援プランの作成等、地域における救出・救護の充実を図ります。また、犯罪から守るための防犯体制を強化していきます。

### ⑥地域で安心して暮らすための取り組み

障がいのある人が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう受診の支援に努め、コミュニケーションの支援が必要な人や重症心身障がい児・者が、一人一人に合った医療を受けられるように支援を行います。医療的ケアに対応したシュートステイ事業の充実努め、障がいのある子どもの早期療育支援体制の充実と関係機関の連携体制の確立を図ります。

以上のような事柄が盛り込まれていますが、この計画というのは、具体的なことではなく、めざす方向性のようなものだと言われました。理想で終わらないように、計画の実現をめざして取り組んでいかなければなりません。結びに、山本氏が「紙で作られた計画に血を通わせるのは、市の職員だけでなく、皆さんと一緒に協力して進めていくことが大切です。」とおっしゃいました。人任せにせず、私たちが「我が事」としてできることを考え行動に移すことで、子どもたちが、より安心して住み続けることができる大阪市になってほしいと思います。(会員向け勉強会)



大阪市手をつなぐ育成会 太鼓サークル  
“なかよし応援太鼓”  
「第13回 みなとふれあい福祉のひろば」に  
出演しました

3月2日(土)に港区民センターで開催された「第13回みなとふれあい福祉のひろば」において、大阪